

原子力施設主要資機材の輸出等に係る 公的信用付与に伴う安全配慮等確認の 実施体制の再構築について ＜概要＞

平成28年9月21日

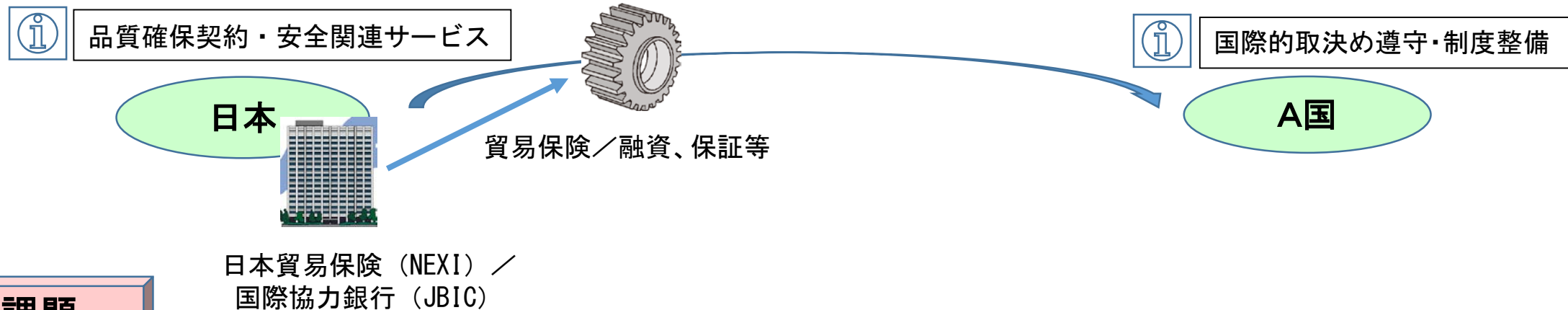
内閣府

原子力政策担当室

経緯と課題

安全配慮等確認とは

- 原子力施設において使用される主要資機材の輸出等に係る公的信用付与に際し、「OECD環境・社会影響コモンアプローチ」(2001年)遵守の一環として、実施機関からの求めに応じ国が、安全確保等の観点から適切な配慮がなされているか、すなわち、以下の①又は②が適切に行われているか確認し、情報提供を行う。
 - ① 相手国・地域における安全確保等に係る国際的取決めの遵守・国内制度の整備
 - ② 供給事業者による品質確保に係る契約締結、安全関連サービス提供のための態勢整備
- これまで経済産業省(原子力安全・保安院を含む。)が計35件実施。



課題

- 平成24年に原子力安全・保安院が廃止。これにより、安全配慮等確認を行うことができない状況。

できる限り早期に安全配慮等確認の実施体制を再構築することが必要。

基本的考え方

1. 原子力利用の推進又は規制に係る行政機関の有する知見を最大限活用するため、内閣府を中心とした、より中立性・透明性の高い合議体「検討会議」を設置。今後は「検討会議」が安全配慮等確認を実施することが適当。

【「検討会議」の構成(審議官級)】

内閣府(科学技術・イノベーション担当)
内閣官房副長官補室
財務省国際局
経済産業省貿易経済協力局
経済産業省製造産業局

協力

外務省
原子力規制庁
経済産業省資源エネルギー庁

2. 原子力施設の安全確保は立地国が責任を有すべきとの考え方(原子力安全条約)の下、従来どおり、相手国の主権に十分配慮しつつ、安全配慮等確認を実施することが適当。

3. ただし、最新のOECDコモンアプローチ(2012年)において、原子力発電所の新設等に係る環境社会影響評価のための参照基準として原子力安全条約やIAEA(国際原子力機関)基準が例示されていること等を踏まえ、安全配慮等確認の内容を見直すことが適当。

今後の対応

「検討会議」の設置・役割分担の明確化

「検討会議」における関係省庁の役割分担・手続を明確化するため、「実施要綱」を策定。併せて、議事概要等を事後公表することにより、会議運営の透明性を確保。

確認内容の充実

資機材の輸出だけでなく、外国での原子力施設の設置・運営に係る事業の実施等も対象に

原子力安全条約への加入意思を確認

制度整備に係るIAEAレビュー(IRRS)の受入れに係る確認項目の追加

原子力発電所の設置に関する主要なIAEAレビューの受入れや許認可の取得状況に係る確認項目の追加

外部調査機関・外部有識者の知見の活用

その他(定義等)

- ・原子力施設主要資機材を「原子力施設において使用される主要な資材又は機械設備であって、当該施設周辺の環境に負の影響を生じさせるおそれのある物」と定義。
- ・償還期間2年未満であって15億円未満の公的信用付与は対象外に。